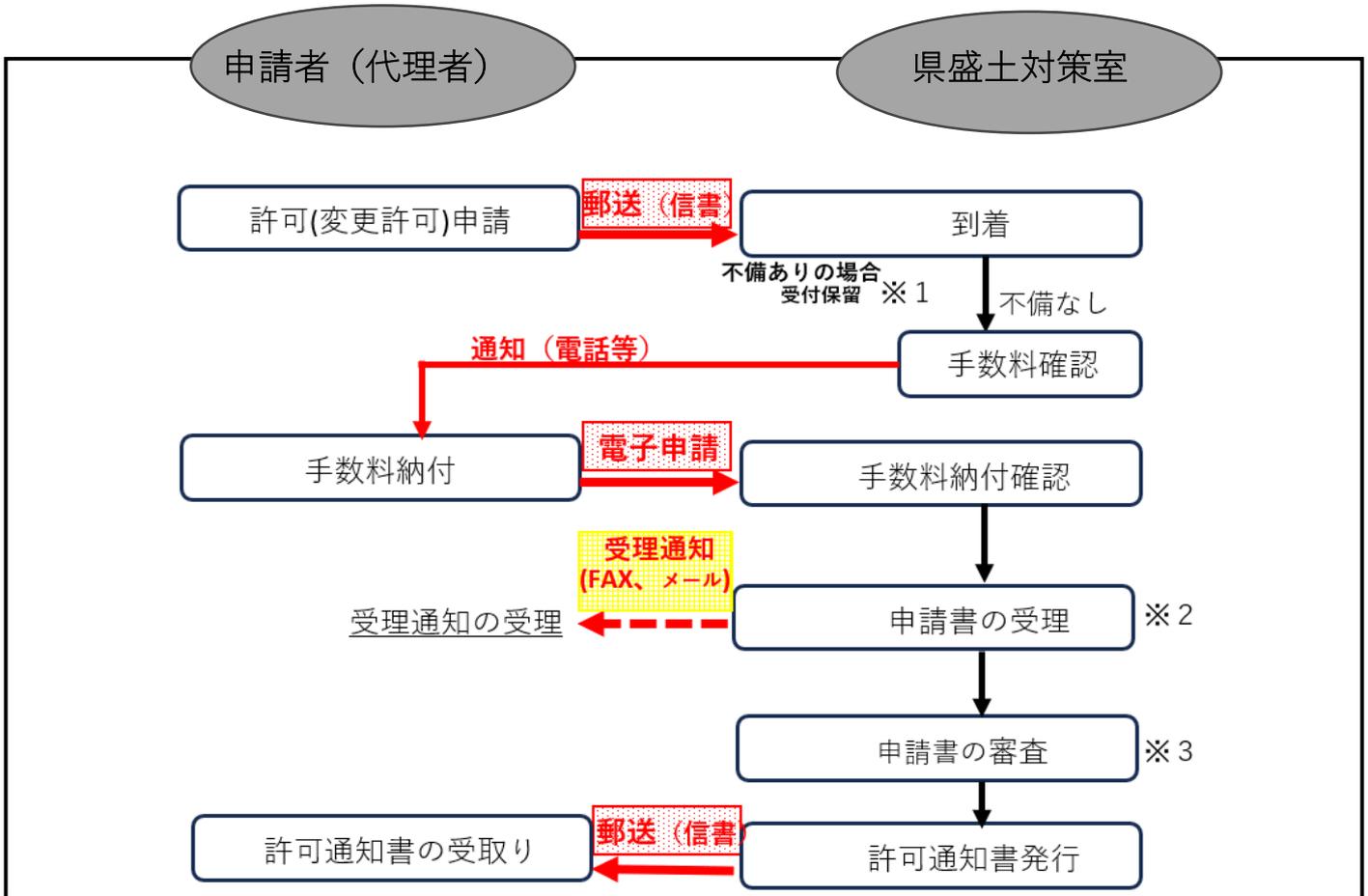


盛土規制法の許可申請等の郵送申請の提出方法について



- 申請図書
- 確認票
- 返信用の封筒、着払いの送信票等

これらの資料をそろえて
県盛土対策室に郵送してください。

※下記参照

※1 申請書類に不備(手数料が確認できない等)がある場合、受付できません。別途連絡します。

※2 許可申請の受理日は、電子申請システムで手数料の納付を確認できた日となります。

※3 審査において補正等が必要な場合は別途連絡します

留意事項

◆郵送の際は、必ず信書便を取り扱うサービスを利用してください。

◆許可通知書及び副本は「郵送」で返却します。

返送費は申請者負担です。申請書・届出書等の副本の返信ができるレターパック、返信用の切手を貼った返送先の宛名を書いた封筒、着払いの送信票及び梱包するための容器・包装紙等、を同封してください。

郵送による提出は、長崎県独自の取扱いとなります。

【問合せ先】

長崎県土木部盛土対策室

電話番号:095-894-3133 FAX 095-894-3460